

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 8 月 定 例 会 会 議 録

| | | | | | | |
|------------------|---|---------|---|----------|---|--------|
| 1 日 時 | 令和5年8月24日(木) 午後2時00分から3時1分まで | | | | | |
| 2 場 所 | 北本市役所 会議室3-F | | | | | |
| 3 教育長の氏名 | 神子修一 | | | | | |
| 4 出席した委員の氏名 | 一 | 黒川範子 | 二 | 委員 久保田篤正 | 三 | 委員 若山晋 |
| | 四 | 委員 関根桂子 | 五 | 委員 森田高正 | | |
| 5 欠席した委員の氏名 | | | | | | |
| 6 説明のため出席した職員 | 草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長 | | | | | |
| 議案及び報告件名 | 議 事 の 大 要 | | | | | |
| 1 開会の宣言 | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会8月定例会を開会する。 | | | | | |
| 2 会議録の承認について | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会7月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 | | | | | |
| | 久保田委員： 6ページ目の私の発言の冒頭3行については、削除をお願いしたい。 | | | | | |
| | 神子教育長： 該当部分について、本人申し出により削除してよいか。 | | | | | |
| | — 各委員、了承 — | | | | | |
| 3 会議録署名委員の指名について | 神子教育長： 他に質問、意見、訂正等あるか。 | | | | | |
| | — 各委員、特に意見なし — | | | | | |
| | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会7月定例会の議事録については、先ほどの部分を修正した上で、承認としてよろしいか。 | | | | | |
| | — 各委員、了承 — | | | | | |
| 4 議事の取扱い | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会7月定例会の議事録は、承認する。 | | | | | |
| | 神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお願いします。 | | | | | |
| | 神子教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が6件の計9件である。 なお、本日の教委議案第42号については人事に関する案 | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>5 報告事項(公開案件)</p> <p>(1) 教委報告第46号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p> | <p>件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 本日の教委議案第42号については、「非公開」審議とする。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第46号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委報告第46号の1～3の説明)</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第46号の4・5の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第46号について、質疑はあるか。</p> <p>関根委員： 小学校体育大会については、感染予防や安全かつ効率よく運営するために、無観客としたという理解で良いか。</p> <p>木暮学校教育課長： 感染予防の点もあるが、運営や誘導などに教師の人員が割かれてしまうため、学校運営の点からも無観客としている。</p> <p>神子教育長： 子供達のための体育大会なので集中させてあげたいが、保護者が多くなるとその整理のために人手がかかってしまう。 コロナ禍において無観客で実施した結果、そういうことに気が付いて運営を改善したいということだと思ふ。</p> <p>木暮学校教育課長： 体育大会を実施すると、1校あたりおおよそ5名が運営のために出張する。 その日の学校の負担はかなり大きく、ご理解をいただきたい。</p> <p>久保田委員： コミュニティ体育祭については、午前中のみの実施や午前から午後まで実施するなど、コミュニティによって開催時間が異なる。 設営等を考慮すると役員の皆さんの労力は大変なものとなるが、午前のみだと種目も限られるため、実施すべきなのかについて少し疑問がある。 開催時間の平均化が必要なのか、コミュニティ毎におまかせすべきなのかをお聞かせいただきたい。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>(2) 教委報告第47号「令和5年度各小・中学校第1学期状況報告について」</p> | <p>櫻井生涯学習課長： 基本的には、コミュニティにお任せしており、コミュニティによっては、役員のなり手の問題があったりするため、各コミュニティで話し合っ て決めている。 お金の問題もあるので、各コミュニティで話し合っ ていただきたい。</p> |
| | <p>久保田委員： 地域によっては参加される人の温度差があると思うが、楽しんでやっていただければと思う。</p> |
| | <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> |
| | <p>神子教育長： 教委報告第46号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> |
| | <p>神子教育長： 教委報告第46号については、了承とする。</p> |
| | <p>神子教育長： 教委報告第47号「令和5年度各小・中学校第1学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> |
| | <p>木暮学校教育課長： (教委報告第47号の説明)</p> |
| | <p>神子教育長： 教委報告第47号について、質疑はあるか。</p> |
| | <p>森田委員： 長期欠席者児童生徒の状況だが、令和5年度については7月20日現在だが、令和4年度は1年間の人数か。</p> |
| | <p>木暮学校教育課長： そのとおりである。 年間とおして30日以上 の欠席となった児童生徒の数を記載している。</p> |
| | <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> |
| | <p>神子教育長： 教委報告第47号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> |
| <p>神子教育長： 教委報告第47号については、了承とする。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 教委報告第48号「国指定天然記念物石戸蒲ザクラの枯損枝の剪定について」</p> | <p>神子教育長： 教委報告第48号「国指定天然記念物石戸蒲ザクラの枯損枝の剪定について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>齊藤文化財保護課長： (教委報告第48号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号については、了承とする。</p> |
| <p>6 審議案件(公開案件)</p> | <p>神子教育長： 審議案件に入る。</p> |
| <p>(4) 教委議案第37号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」</p> | <p>神子教育長： 教委議案第37号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いします。</p> <p>坂詰教育総務課長： (教委議案第37号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第37号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第37号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第37号については、可決とする。</p> |
| <p>(5) 教委議案第38号「北本市立教育センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規</p> | <p>神子教育長： 教委議案第38号「北本市立教育センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について」、教委議案第39号「コミュニティ広場管理規則の制定について」、教委議案第40号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例施行規則の制定について」、教委議案第41号「北本市勤労福祉・コミュニティセンター管理規則の制定について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>則について」</p> <p>(6) 教委議案第39号「コミュニティ広場管理規則の制定について」</p> <p>(7) 教委議案第40号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例施行規則の制定について」</p> <p>(8) 教委議案第41号「北本市勤労福祉・コミュニティセンター管理規則の制定について」</p> | <p>木暮学校教育課長： (教委議案第38号の説明)</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第39号から第41号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号から第41号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号から第41号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第39号から第41号については、可決とする。</p> |
| <p>7 審議案件(非公開案件)</p> <p>(9) 教委議案第42号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」</p> | <p>神子教育長： 審議案件の非公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第42号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第42号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第42号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第42号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第42号については、可決とする。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>8 その他</p> | <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>生涯学習課： (社会教育施設等訪問について)</p> <p>文化財保護課： (デーノタメ遺跡の視察について)</p> |
| <p>9 閉会の宣言</p> | <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会8月定例会を閉会する。</p> <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和5年9月28日</p> <p>教育長 <u>神子 修一</u></p> <p>署名委員 <u>久持 田馬正</u></p> <p>書記 <u>落合 元</u></p> |